

第1 設問1について

1. X社は、本件総会決議において株主であるX社に対する招集通知が欠けており、株主総会の招集の手續に法令違反があるとして、株主総会決議取り消しの訴えによるべきである（会社法（以下、法令名省略）831条1項1号）。
2. X社はBからY社株を400株譲渡されており、「株主」（831条1項柱書）にあたる。
3. 本件総会決議は令和2年6月になされているため、この日から3ヶ月以内であれば出訴期間の要件も満たす（831条1項柱書）。
4. 本件総会決議における、招集手續の法令違反について
 - (1) BはX社に対して、Y社株400株を譲渡しているが、Y社の定款には株式の譲渡による取得について取締役会の承認を要する旨の定めがあるため、譲渡制限株式（2条17号）としてY社の承認が必要である（136条）。
 - (2) 株式取得者からの承認の請求（137条1項）については、旧株主と共同でなされなければいけない（137条2項）ところ、X社はBから交付された譲渡承認委任状とともに本件譲渡承認請求を行っており、適法である。
 - (3) 株式会社が株式取得者から承認の請求を受けた場合、取締役会設置会社においては取締役会の決議によって、承認をするか否かの決定をし（139条1項）、当該決定の内容を譲渡等承認請求者に対して通知しなければならない（139条2項）。また、137条1項による株式取得者からの承認の請求の日から2週間以内に、承認をするか否かの決定通知をしなかった場合には、当該譲渡承認請求は承認されたものとみなされる（145条1号）。

本問では、X社はY社から本件譲渡承認請求に対する取締役会の決定の内容についての通知を2週間以内にしていなかったため、BからXへのY社株400株の譲渡は、承認されたものとみなされる。よって、BからX社への株式譲渡はY社との関係でも有効となり、X社は「株主」といえる。
 - (4) 上記より、Y社は、本件総会決議を開催するにおいて、株主であるX社に対して招集通知をしなければならなかった（299条1項）。にもかかわらず、それを行っていないため、株主総会の招集の手續に法令違反があるといえ、本件総会決議には取消事由があると主張することが適切である。

第2 設問2について

1. 株式発行の効力は、金銭の払い込みがなされた時点で発生する（209条1項1号）。

本件株式発行の効力は、Aが引き受けた10000株につて全額の払い込みを完了した令和3年6月23日に発生している。よって、令和3年7月7日の時点においてBが本件株式発行の効力を争うには、新株発行無効の訴え（828条1項2号）によるべきであ

る。

2. BはP社の「株主」である(828条2項2号)。また、P社の定款には株式の譲渡による取得について取締役会の承認を要する旨の定めがあり、「公開会社でない会社」にあたり、効力発生日から1年以内であれば、新株発行無効の訴えを提起できる(828条1項2号カッコ書)。
3. 新株発行無効の訴えにおいて、何が無効事由となるかについて明文の規定はなく、解釈に委ねられている。この点、既に株式発行の効力が発生し、一定の法律関係が形成されていることに鑑みれば、無効事由は重大な法令・定款違反に限られると解すべきである。本問では、本来であれば議決権を行使できないAが議決権を行使したことにより、著しく不当な決議がされたときにあたり、本件総会決議に取消事由があることをもって本件株式発行の効力を争うべきである。
 - (1) 公開会社でない会社における募集株式の手続きでは、株主総会の決議によらなければならない(199条2項)。P社では、令和3年6月21日に臨時株主総会を開催しA及びCの賛成により本件総会決議を経ている。しかし、Aは決議にかかる募集株式を引き受ける当事者であり、取締役の立場から私的な利益を切り離して公正な判断を下すことは期待できないため、「決議について特別の利害関係を有する者」(831条1項3号)にあたるといえる。Aが特別利害株主であれば、本来議決権を行使することはできず、それぞれ1000株ずつ有しているBの反対とCの賛成では決議は成立しない(309条2項5号)ことになる。よって、Aの議決権行使によって「著しく不当な決議がされたとき」といえ、本件総会決議には取消事由がある。
 - (2) 本件総会決議が取り消されると、本件株式発行は、株主総会における特別決議を経ないままなされたことになる。非公開会社においては、株式の価格を定めるのは難しいこと、会社法上も公開会社より非公開会社の方が無効主張ができる期間が長く法定されていることなどから、株主の保護を重視し、株主総会決議を欠いたことは重大な法令違反として無効事由となると考える。

第3 設問3について

?